

# 泉州南広域消防本部・消防署だより

## 令和元年 10 月 1 日より小規模飲食店への消火器の設置が義務化されました

 **消火器には維持管理が必要です。**

Q. 1 消火器の点検・報告時期は？



機器点検 6 か月ごと  
報告期間 1 年に 1 回（特定用途・・・飲食店等）  
3 年に 1 回（非特定用途・・・共同住宅等）

Q. 2 報告書の作成方法は？提出先は？



消防庁では消火器点検アプリを提供しています。  
※ <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>  
報告書の提出先は消防署となりますので、詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

Q. 3 消火器を買い替えれば、点検結果報告をしなくてもいい？



点検と報告は必要となります。

 **消火器の訪問点検による高額請求にご用心!!!**

例. 1 契約業者になりすまして



水際の「受付」で防ぐ！  
契約点検業者・直近点検実施日を明確にしておきましょう。

薬剤の詰め替えは一度に全数する必要はありません。（全数の 10%～20%）

例. 2 契約書であることを隠して



みだりにサインしない！  
契約書であることを隠してサインを要求してきます。  
（書類が何であることを確認しましょう）

高額請求にあった場合、消防、警察、消費者センターに相談しましょう。